

神戸市地域公共交通網形成計画の中間見直しのポイント

1. 見直しについての方針

平成 29 年 3 月の策定以降における施策の実施状況や数値目標の達成状況を計画期間の中間年度に検討・評価し、その結果や社会情勢の変化をふまえ、計画の見直しを行う。

2. 修正・追記内容

(1) 計画の名称

・令和 2 年 6 月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、既存の網形成計画は地域公共交通計画とみなされることとなったため、計画の名称を変更[同法附則（令和二年六月三日法律第三六号）第二条]（表紙、P2）

(2) 第 1 章 計画の目的と関連計画の連携

・神戸市都市空間向上計画の策定を受け、計画の概要や当計画との関係性を追記（P2、P6）

(3) 第 2 章 地域および公共交通計画の現状・課題

・更新可能なデータについて更新（P8～30）

・新型コロナウイルス感染症の公共交通に対する影響について追記（P27～28、P30）

(4) 第 4 章 公共交通施策の考え方

・施策 1：新たな中・長距離バスターミナル整備や接続バスの本格運行など、施策の進捗状況を踏まえ更新（P40～46）

・施策 2：北神急行の市営化など、取り巻く環境の変化を踏まえ更新（P47～51）

・施策 3：地域コミュニティ交通支援制度の拡充や客観的なデータを有効活用した路線・便数設定等に関する検討など、施策の進捗状況を踏まえて更新、追記（P52～56）

・施策 4：北神地域のバス路線維持に関する提案のとりまとめなど、施策の進捗状況を踏まえ更新（P55～59）

・施策 5：六甲山ランドデザインや六甲山上スマートシティ構想の策定等、取り巻く環境の変化を踏まえて追記（P60～63）

・施策 6：新技術の台頭や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、取り巻く環境の変化を踏まえて追記（P64～68）

(5) 第 5 章 計画の推進

・数値目標に、「市内公共交通機関の利用に関する市民満足度」を追加（P69）